

日時：H27. 12. 22（火）10:00～
場所：庁議室（那覇市役所 5 階）

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

（１）公立幼稚園の認定こども園化の取組みについて

〔説明担当部：こどもみらい部〕

（２）放課後児童クラブ・子ども教室の一体的な運用に向けての取組みについて

〔説明担当部：こどもみらい部・生涯学習部〕

（３）『第 2 次那覇市教育振興基本計画（素案）』について

〔説明担当部：生涯学習部〕

※関係部として、学校教育部、こどもみらい部も同席予定

4 その他 （会議議事録の公表、次回会議日程等）

5 閉会

◇総合教育会議 構成員

職 名	氏 名	任期
教育委員 (委員長)	添石 幸伸	平成 24 年 4 月 3 日～平成 28 年 4 月 2 日
教育委員 (委員長職務代理者)	神村 洋子	平成 26 年 4 月 8 日～平成 30 年 4 月 7 日
教育委員	饒波 正博	平成 26 年 1 月 5 日～平成 30 年 1 月 4 日
教育委員	本仲 範男	平成 27 年 10 月 5 日～平成 31 年 10 月 4 日
教育委員 (教育長)	渡慶次 克彦	平成 26 年 4 月 8 日～平成 30 年 4 月 7 日
市長	城間 幹子	平成 26 年 11 月 18 日～平成 30 年 11 月 17 日

認定こども園について取り組み状況等について

【こどもみらい部こども政策課】

1 認定こども園のこれまでの取り組み状況と今後の予定等

(1)移行園

28 年度移行園 公立型：大道 公私連携型：若狭、識名、さつき、銘苅

29 年度 〃 公立型：未定 公私連携型：曙、金城、真地

※全園の計画決定時期は未定。法人の施設改修を前提とした公私連携も検討

(2)最近の経緯と今後の予定

11 月 19 日 連携法人仮協定締結（現在は優先交渉法人）

12 月 4 日 1 号及び 2 号の第 1 次受け付け

12 月議会 幼稚園廃止条例、認定こども園設置条例議会付議

1 月 公私連携型引継ぎのための準備要員各園配置

3 月 新年度予算付議、関係条例・規則等改正 本協定締結

2 個別事項の検討状況等

(1)公立型の組織体制について

専任園長制、シフト制を検討中

(2)定員及び入園受付について

1 号（教育標準時間認定）：2 号（3 歳以上・保育認定）＝1：2 程度

1 号認定児は基本的に受け入れる予定。2 号認定児は抽選も想定。

(3)認定こども園（現幼稚園から移行する 36 園）の対象児童について

・公立型は、3～5 歳とする。

・公私連携型は 3～5 歳を基本に、ケースバイケースで対応を想定。

(4)給食について

・5 園とも外部搬入。温かいものは温かく提供できる配膳方式の給食を予定。

大道、若狭、識名は外部、銘苅、さつきは連携法人の保育所から搬入予定。

(5)保育料、給食費等について

①保育料

・平成 28 年度は、現行制度を適用（1 号：幼稚園、2 号：保育所）

・平成 29 年度以降は、保育所基準を基本に応能負担による徴収を想定

・低所得者層（生活保護、一人親等）は負担軽減措置を予定

②給食費

- ・ 1号認定：月額 6,000 円を想定。(ただし低所得者層の減免を想定)
- ・ 2号認定：保育料に包含。(ただし主食費として 800 円程度徴収中)

(6)教育内容の継続と拡充について

①幼稚園教育等の継承

- ・ 既存園の教育課程を基本に、保育・教育課程を策定中。

②幼小連携

- ・ 幼小連携定例会議（仮称）の設置等、連携の実施を協定で定める予定

③職員研修

- ・ 幼稚園職員向け研修について、公私連携型の保育教諭等も必要な研修に参加できるよう検討中

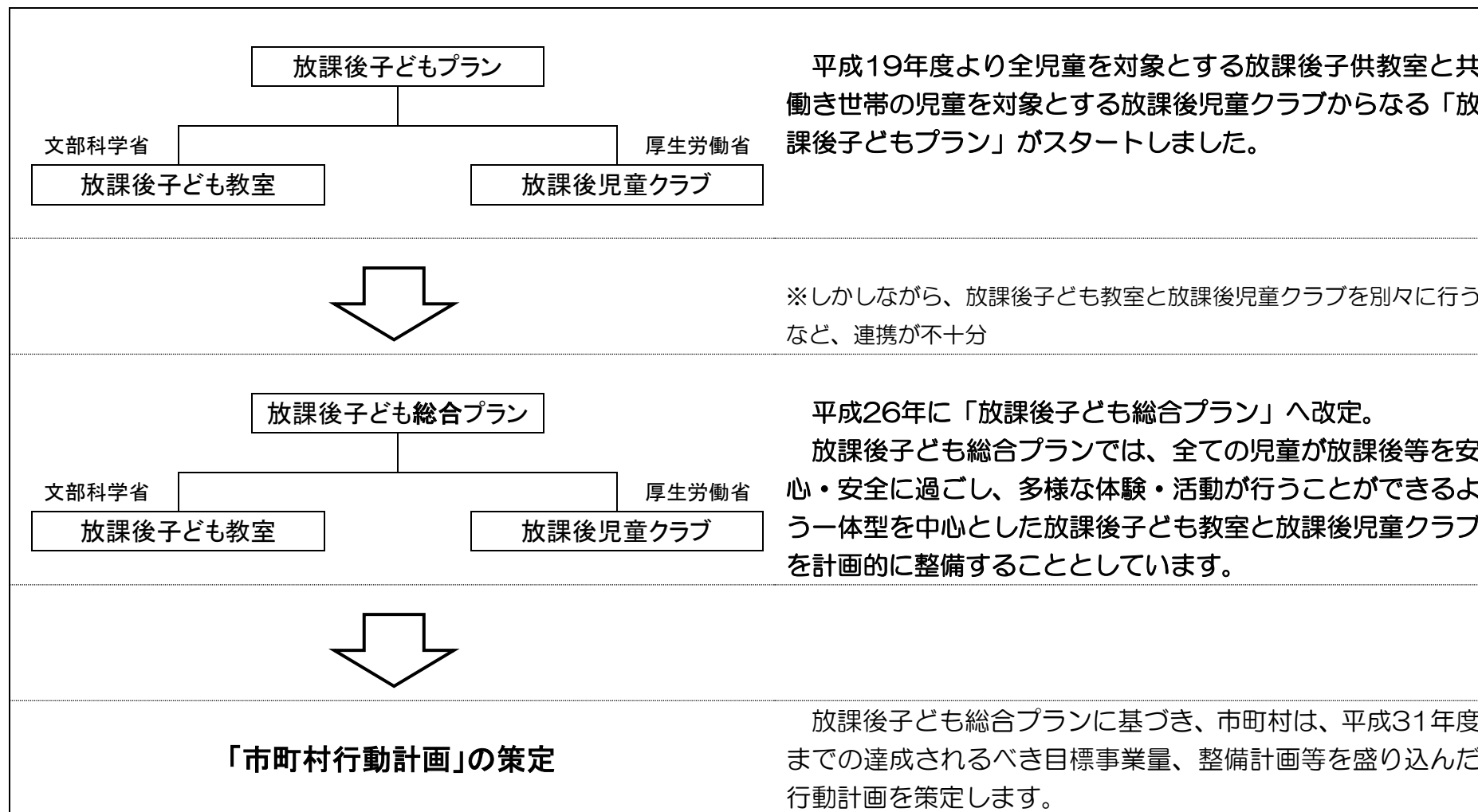
平成28年度 認定こども園 入園申込者数											
平成27年12月15日現在											
			1号認定			2号認定			合計		
			5歳児	4歳児	計	5歳児	4歳児	計	5歳児	4歳児	総計
1	大 道	27年度(原状)	27		27				27		27
		28年度計	13	11	24	24	3	27	37	14	51
		内訳: 校区内	12	9	21	16	3	19	28	12	40
		校区外	1	2	3	8	0	8	9	2	11
2	識 名	27年度(原状)	57		57				57		57
		28年度計	21	7	28	58	10	68	79	17	96
		内訳: 校区内	19	6	25	43	9	52	62	15	77
		校区外	2	1	3	15	1	16	17	2	19
3	若 狭	27年度(原状)	39		39				39		39
		28年度計	10	4	14	28	8	36	38	12	50
		内訳: 校区内	10	4	14	20	8	28	30	12	42
		校区外	0	0	0	8	0	8	8	0	8
4	さ つ き	27年度(原状)	47		47				47		47
		28年度計	30	8	38	35	8	43	65	16	81
		内訳: 校区内	25	7	32	29	7	36	54	14	68
		校区外	5	1	6	6	1	7	11	2	13
5	銘 苅	27年度(原状)	44		44				44		44
		28年度計	27	9	36	39	6	45	66	15	81
		内訳: 校区内	26	8	34	33	4	37	59	12	71
		校区外	1	1	2	6	2	8	7	3	10

放課後子ども総合プラン について

<目次>

1. 放課後子ども総合プランについて p3
2. 子ども・子育て支援事業計画における放課後児童クラブ事業計画について p7
3. 放課後児童クラブの学校施設活用状況について p10
4. 放課後子ども教室の実施状況について p11
5. 「那覇市放課後子ども総合プラン行動計画」の進捗状況について p12
6. 放課後子ども総合プラン推進にあたっての課題について p13

1. 放課後子ども総合プランについて



「放課後子ども総合プラン」の特徴

- (1) 全ての児童に対し、放課後等の居場所を計画的に整備。
- (2) 学校施設を徹底活用し、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施。
- (3) 計画的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備の推進。次世代育成支援対策推進法に基づく市町村計画を策定。
- (4) 放課後児童クラブ並びに一体型又は連携した放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量を設定。

「放課後子ども総合プランについて」(平成26年7月31日、文部科学省、厚生労働省連名通知) ※抜粋

6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、運営委員会等において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分に協議すること。

また、各学校の余裕教室の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、小学校区ごとに学校関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、保護者等からなる協議会を設置するなどして、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましい。

7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

本年6月に公布され、平成27年4月1日から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第76号)に基づく、新たな教育委員会制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなっている。総合教育会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。

この総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分に協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要である。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」(平成26年7月17日26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知)においても、総合教育会議の協議事項の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定されているところである。

■那覇市放課後子ども総合プラン行動計画(平成27年3月31日策定 ※抜粋)

(1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
利用希望者数	－	4,046名	4,043名	4,083名	4,040名	4,032名
目標値(実績)	2,890名	3,000名	3,200名	3,400名	3,600名	3,800名
クラブ数目標値 (実績)	62	67	72	77	82	87

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
目標値 (実績)	18か所	20か所	24か所	28か所	32か所	36か所

※平成31年度までに、市内全小学校に整備することを目指す。

(3) 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
目標値 (実績)	30校区	31校区	32校区	33校区	34校区	36校区

※平成31年度までに、市内全小学校区に整備することを目指す。

■那覇市放課後子ども総合プラン(平成27年3月31日策定 ※抜粋)

<基本方針>

<当面>

教育委員会とこどもみらい部が連携して、同一小学校敷地内で学校施設を活用し実施する一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を全小学校区に計画的に整備します。



<最終的な目標>

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、全ての放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を小学校内で運営、実施する。

※整備にあたっては、学校施設活用の際の責任体制を明確にし、既存教室等の活用促進及び放課後等における学校施設の一時的な利用を促進します。

<推進施策>

①学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施主体は、学校ではなく、教育委員会、こどもみらい部、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の従事者・参画者であり、これらが責任を持って管理運営に当たるものとします。

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施

③放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施

⑤学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子ども教室との密接な連携

⑥運営委員会の設置

学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議するため、「那覇市放課後子ども総合プラン運営委員会」を設置します。

＜主な構成員＞

行政関係者（教育委員会及びこどもみらい部）

学校関係者

PTA関係者

社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者

放課後児童クラブ関係者、

放課後子ども教室関係者

地域住民等

＜主な検討内容＞

・教育委員会とこどもみらい部の具体的な連携方策

・小学校施設の活用方策と公表

・活動プログラムの企画・充実

・安全管理方策

・ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策

・広報活動方策

・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室実施後の検証・評価等

⑦小学校区ごとの協議会の設置

地域の実情に応じて、小学校区ごとに放課後児童クラブ関係者、放課後子ども教室関係者、学校関係者、PTA関係者、自治会、地域住民等からなる「放課後子ども総合プラン協議会」を設置し、各学校の既存教室の年間使用計画等について、関係者間の理解を深めつつ、協議を行っていきます。

＜主な構成員＞

放課後児童クラブ関係者

放課後子ども教室関係者

学校関係者

PTA関係者

自治会長等地域住民

＜主な検討内容＞

・学校施設の活用方策と年間使用計画の公表

・活動プログラムの企画

・安全管理方策

・ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策

・広報活動方策

・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室実施後の検証・評価等

2. 子ども・子育て支援事業計画における放課後児童クラブ事業計画について

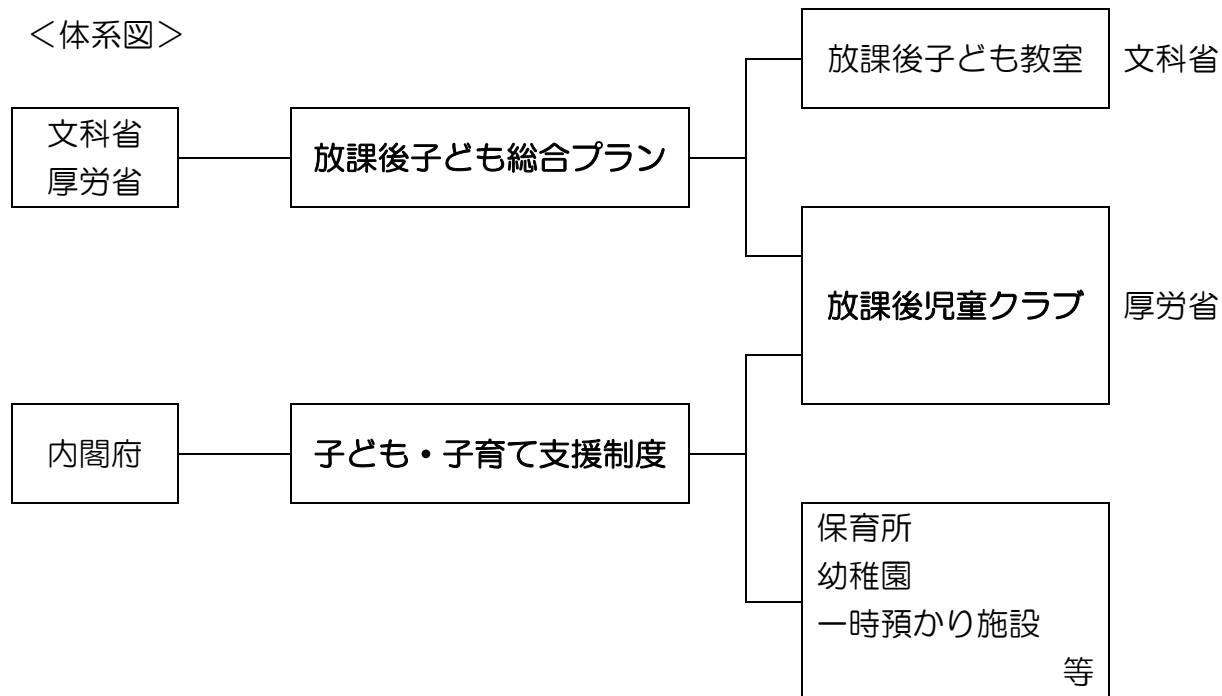
子ども・子育て支援新制度(H27年4月1日～)

子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。

市町村は就学前の子どもに対する教育・保育の量の見込みと提供体制の内容及び実施時期などを定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定。

→「放課後児童健全育成事業」も事業計画に盛り込まれる。

＜体系図＞



「那覇市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年3月策定)

p41

放課後児童健全育成事業

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み		4,046名	4,043名	4,083名	4,040名	4,032名
確保方策	2,890名	3,000名	3,200名	3,400名	3,600名	3,800名
クラブ数目標値(実績)	62	67	72	77	82	87

【確保方策の内容】市内全体で毎年5クラブ(約200人)ずつ増やしていきます。

※那覇市放課後子ども総合プラン行動計画(平成27年3月31日策定)と同内容。

＜その他＞ 放課後児童健全育成事業関連

「市町村は、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定めた条例を制定しなければならない。」

→面積基準(児童一人当たりの広さ1.65㎡)、資格要件の具備等、放課後児童クラブの多くが改善対象に。

3. 放課後児童クラブの学校施設活用状況について(平成27年度)

○学校敷地内の専用施設の使用(9)

真嘉比、泊、与儀、垣花※、古蔵、大名※、石嶺、天久、那覇

○幼稚園施設の使用(4)

城西、真和志、宇栄原、仲井真

○学校施設の使用(10)

城東※、城南、大道、壺屋※、若狭、神原、城岳、開南、曙、上間

※放課後児童クラブ事業者が「放課後子ども教室」も開催
□専用舎建築予定

○学校敷地外(13)

安謝、城北、松川、識名、天妃※、小禄、高良、松島、金城、小禄南、真地、さつき※、銘苅

※放課後児童クラブ事業者が「放課後子ども教室」も開催し、学校施設を一時使用。

4. 放課後子ども教室の実施状況について

	平成26年度	平成27年度
小学校内実施	城北、泊、大道、松川、壺屋、 <u>若狭</u> 、神原、真和志、与儀、開南、小禄、高良、松島、古蔵、上間、 大名※ 、仲井真、金城、さつき、銘苅、天久、那覇 (22校)	城東※ 、城北、泊、大道、松川、壺屋、神原、真和志、与儀、 天妃※ 、開南、 垣花※ 、小禄、高良、松島、古蔵、上間、 大名※ 、仲井真、金城、さつき、銘苅、天久、那覇 (24校)
小学校外実施	城東、城西 ※ 、 <u>識名</u> 、若狭、小禄、 高良※ 、小禄南 ※ 、天妃、那覇、石嶺 (6校 ※重複校区除く)	城東、 城西※ 、若狭、 高良※ 、 小禄南※ 、那覇、石嶺、天妃 (4校 ※重複校区除く)
未実施	安謝、城岳、垣花、曙、城南、真嘉比、真地、宇栄原 (8校)	安謝、城南、真嘉比、識名、城岳、宇栄原、曙、真地 (8校)

※放課後児童クラブが実施主体

(平成 28 年度)

- 真嘉比 — 放課後児童クラブ支援員が真嘉比青年会会員で同青年会主催の旗頭教室を検討中。
(銘苅小でハンドボール教室主催者より)体育館使用可能であれば、真嘉比小でハンドボール教室開催可能。
- 識名 — 放課後児童クラブが学習支援教室を検討中。
- 曙 — 曙小区まちづくり協議会が学習支援事業を地域連携室にて実施中で、次年度の放課後子ども教室への移行を検討中。
- 真地 — 放課後児童クラブが学習支援教室を地域連携室にて実施中で、次年度の放課後子ども教室への移行を検討中。

5. 「那覇市放課後子ども総合プラン行動計画」の進捗状況について

(1) 放課後児童クラブ

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
利用希望者数	－	4,046名	4,043名	4,083名	4,040名	4,032名
目標値 (児童数・クラブ数)	－	3,000名 67クラブ	3,200名 72クラブ	3,400名 77クラブ	3,600名 82クラブ	3,800名 87クラブ
実績 (児童数・クラブ数)	2,890名 62クラブ	3,350名 72クラブ				

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
目標値	－	20か所	24か所	28か所	32か所	36か所
実績	18か所	21か所				

(3) 放課後子ども教室

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
目標値	－	31校区	32校区	33校区	34校区	36校区
実績	28校区	28校区				

6. 放課後子ども総合プラン推進にあたっての課題について

課題1:開催するための空き教室がない。

→工作室、家庭科室等の特別教室を利用し、活動している事例があります。

課題2:地域連携室を学校が管理し、地域連携施設の自主運営組織の設置の促進が思うように進まない状況がある。

→地域連携施設の運営について利用の可否の判断を学校長に委ねるケースがあるなど学校現場の負担が大きいケースがありますので、生涯学習課において運営組織立ち上げのサポートを行っているところです。

課題3:セキュリティ上の問題がある。

→放課後子ども総合プラン実施施設と普通教室とを分けるため、廊下にシャッターを設置している事例や機械警備設備を別途設置した事例があります。

課題4:責任体制が明確でない。

→学校が責任を負うと誤解が生じているケースが見受けられますが、放課後児童クラブ・子ども教室とも損害賠償・傷害保険加入を義務付けており、学校に責任が及ばない体制としています。

課題5:放課後子ども教室の担い手(教育活動推進員・サポーター)が不足している。

→放課後児童クラブと放課後子ども教室の課題等を協議する小学校区毎に放課後子ども総合プラン協議会を開催し、放課後子ども教室の担い手について協議している事例があります。

課題6:放課後子ども教室の担い手への報償費が少ない。

→担当課において、増額予算要求しておりますので、放課後子ども教室の効果をより一層分析したいと考えます。

那覇市内36小学校の現状（H27年11月現在）

協議事項（2） 資料②

	小学校名	児童数 (H27)	放課後児童クラブ		放課後子ども教室							一体型/連携型/ 子ども教室なし	放課後子ども総合プ ラン協議会の開催									
			名称	登録 児童数	名称	月	火	水	木	金	土			開催場所 平均参加人数								
1	安謝	584	安謝児童クラブ(公共施設内)	69								子ども教室なし	1回目 12/10 2回目									
			ひまわり児童クラブ(公共施設内)	54																		
			みやび児童クラブ	57																		
			風のうた児童クラブ	3																		
			31%	183																		
2	城東	649	城東児童クラブ	54	リ・カレント教室		国語16～18	算数16～18		書道16～18 囲碁16～18	囲碁10～12	民間アパート 15名	一体型	1回目 10/8 2回目								
			第2城東児童クラブ	53																		
			汀良児童クラブ	40											たのしくやろう！しゅくだい教室	14～15学習		14～15学習		14～15学習		体育館下の空き教室 40名
			第2汀良児童クラブ(学校施設内)	31																		
			27%	178																	55名	
3	城北	798	城北児童クラブ(公共施設内)	43	城北子ども教室						15～17三線	1階校舎踊り場 4名	一体型	1回目 11/20 2回目								
			わかめ児童クラブ	40																		
			首里児童クラブ(学校施設利用)	37																		
			わかめ第2児童クラブ	25																		
			18%	145																		
4	城西	682	城西児童クラブ(幼稚園舎内)	55	首里っ子クラブ					16～17学習 17～18ダンス 18～21チャレンジ	16～18学習	首里公民館 8名	一体型	1回目 2回目								
			こざくら児童クラブ	49	こざくら子ども教室										15～16エイサー	15～16学習	15～16英語		民間賃貸住宅 13名			
			ともだちや児童クラブ	45																		
			22%	149																21名		
5	城南	409	城南児童クラブ(学校施設内)	55 13%									子ども教室なし	1回目 2回目								
6	真嘉比	461	にこにこ児童クラブ(学校内専用舎)	64									子ども教室なし	1回目 11/19 2回目								
			なないろ児童クラブ	61																		
			27%	125																		
7	泊	799	泊児童クラブ(学校内専用舎)	67	にこにこふれあいクラブ		14～16琉舞 14～16絵画・工作 14～16バスケット 14～16折り紙			14～16硬筆 14～16お茶 14～16バスケット 14～16折り紙		地域連携室 名 地域連携室 名 体育館 名 地域連携室 名	一体型	1回目 12/15 2回目								
			泊キッズ児童クラブ	45																		
			泊スマイル児童クラブ	41																		
			ながやま児童クラブ	30																		
			23%	183																		
8	大道	297	大道児童クラブ(学校施設内)	44 15%	大道小放課後子ども教室	16～18学習				16～18茶道	14～17キンボール	地域連携施設 20名	一体型	1回目 2回目								
9	松川	485	松川児童クラブ	48 10%	松川っ子放課後子ども教室			15～16琴	15～16三線	15～16民謡		地域連携施設 20名	連携型	1回目 2回目								
10	識名	724	識名児童クラブ	54 7%									子ども教室なし	1回目 2回目								
11	壺屋	198	壺屋児童クラブ(学校施設内)	48	壺屋小子ども教室	14～16ハ'ソコン 16～17琉舞 15～17フットサル	14～16ハ'ソコン 14～16書道		14～16学習	14～16ハ'ソコン 16～18エイサー	12～15空手	地域連携施設 31名	一体型	1回目 2回目								
			24%	神原壺屋教室																		
12	若狭	333	若狭児童クラブ(学校施設内)	50 15%	若狭公民館地域子ども教室		17～18エイサー		17～18エイサー			若狭公民館 7名	連携型	1回目 2回目								

	小学校名	児童数 (H27)	放課後児童クラブ		放課後子ども教室							一体型/連携型/ 子ども教室なし	放課後子ども総合プ ラン協議会の開催	
			名称	登録 児童数	名称	月	火	水	木	金	土			開催場所 平均参加人数
13	神原	350	神原児童クラブ(学校施設内)	60	神原親子学習会		15～18学習 16～18ハレー	15～18学習	16～18ハレー			地域連携施設 8名	一体型	1回目 2回目
			17%		神原壺屋教室	16～17空手	16～17和太鼓	16～17空手	16～17和太鼓	16～17焼物	12名			
14	真和志	541	真和志児童クラブ(幼稚園舎内)	55	真和志小学校放課後子ども教室	14～16手芸	14～16踊り 14～16学習	14～16折り紙 14～16キンボール	14～16三線 14～16学習	14～16琴	9～12キンボール	地域連携施設 31名	一体型	1回目 2回目
15	与儀	356	与儀児童クラブ(学校内専用舎)	65	はなまるキッズ	(エイサー)						与儀小体育館	一体型	1回目 2回目
16	城岳	561	城岳児童クラブ(学校施設内)	83									子ども教室なし	1回目 2回目
			うーまーくー児童クラブ	36										
			21%	119										
17	天妃	461	天妃のびのび児童クラブ(学校施設利用)	40	天妃小学校のびのびこども教室				16～17学習			天妃小教室 40名	一体型	1回目10/22 2回目
18	開南	370	開南児童クラブ(学校施設内)	40	開南小放課後子ども教室			16～17書道 16～17空手	16～17バトン	16～17キンボール		地域連携施設 18名	一体型	1回目12/3 2回目
19	垣花	213	垣花児童クラブ(学校施設内)	58	花っこクラブ	15～17英語						旧校舎空き教室 19名	一体型	1回目10/6 2回目
20	小祿	444	小祿児童クラブ	40	小祿小子ども教室					14～16茶道 10～12琉舞 19～21エイサー	地域連携施設 14名	一体型	1回目 2回目	
			第2小祿児童クラブ	38										
					うるく三線教室				16～18三線		小祿公民館 6名			
			18%	78										
21	高良	902	高良児童クラブ	45	高良小PTA放課後子ども教室	15～17エンジン 15～17キンボール	15～17エンジン	15～17書道	15～17琴 15～17お花	特別教室 14名	連携型	1回目 2回目		
			高良たんぼほ児童クラブ	36										
			はなぞの児童クラブ	59	はなぞの子ども教室 (民間賃貸住宅)	15～17学習 15～17三線	15～17書道 15～17ハチハチ	ハチハチ15～17	15～17歌	13～15三線			民間賃貸住宅 33名	
			16%	140									47名	
22	宇栄原	662	はぐくみ児童クラブ(幼稚園舎内)	58								子ども教室なし	1回目 2回目	
			さくら岡児童クラブ	29										
			13%	87										
23	松島	717	末吉児童クラブ	45	松島小地域子ども教室	16～17旗頭	16～17三線	16～17琉舞	16～17ロハス	16～17旗頭		地域連携施設 12名	一体型	1回目 2回目
24	古蔵	815	古蔵児童クラブ(学校内専用施設)	65	古蔵小子ども教室	15～16エイサー		15～17手作り 15～17英語		15～17英語		地域連携施設 名	一体型	1回目11/5 2回目
			さくら児童クラブ	40										
			13%	105										
25	上間	594	上間児童クラブ(学校施設内)	47	上間っ子放課後教室				16～18エイサー		18～20エイサー	地域連携施設 名	一体型	1回目12/7 2回目
			長田児童クラブ	40										
			やるき・げんき児童クラブ	14										
			17%	101										

	小学校名	児童数 (H27)	放課後児童クラブ		放課後子ども教室							一休型/連携型/ 子ども教室なし	放課後子ども総合プ ラン協議会の開催	
			名称	登録 児童数	名称	月	火	水	木	金	土			開催場所 平均参加人数
26	大名	200	大名児童クラブ(学校施設内専用舎) 24%	47	大名キッズ放課後教室	16～17学習		16～17学習		16～17学習		地域連携施設 12名	一休型	1回目 2回目
27	石嶺	800	石嶺児童クラブ(学校施設内専用)	59									連携型	1回目 2回目
			かいせい児童クラブ	49										
			14%	108										
28	仲井真	637	なかいま児童クラブ(幼稚園舎内)	45	仲井真ダンス教室	17～18ダンス		17～18ダンス			10～12ダンス	地域連携施設 名	一休型	1回目 2回目
			愛心児童クラブ	45										
			14%	90										
29	金城	799	金城児童クラブ(公共施設内)	67	金城小子ども教室			17～18バドミントン				体育館 25名	連携型	1回目 2回目
			オレンジ児童クラブ	42										
			第2たばる児童クラブ	39										
			らいおんキッズクラブ	13										
			20%	161										
30	曙	304	曙児童クラブ(学校施設内) 17%	53								子ども教室なし ※準備中	1回目11/5 2回目	
31	小祿南	750	宇栄原児童クラブ(公共施設内)	45	小祿南教室			16～17工作	16～17ダンス			民間賃貸住宅 名	連携型	1回目 2回目
			小祿南児童クラブ	46										
			緑児童クラブ	47										
			18%	138										
32	真地	458	あすなろ児童クラブ 8%	37								子ども教室なし ※準備中	1回目11/19 2回目	
33	さつき	613	たばる児童クラブ	45	さつき小ふれあい教室	15～17サンバ	15～17三線	15～17サンバ	15～17三線 15～16遊び			地域連携施設 20名	一休型	1回目 2回目
			すずのね児童クラブ(学校施設利用)	26										
			12%	71										
34	銘苅	752	めかる児童クラブ	60	銘苅っ子子ども教室	18～19三線	16～18学習	16～18茶道	16～18琉舞	16～18ヨガ	10～12書道	地域連携施設 体育館 16名	連携型	1回目10/19 2回目11/16
			めかるっ子児童クラブ	45										
			14%	105										
35	天久	781	あめく児童クラブ(学校施設内専用舎)	62	おもろまち子ども教室	16～17琉舞 17～18ダンス(体育館)		16～17エイサー		17～18学習(リユースタワー集会)		地域連携施設 体育館 18名	一休型	1回目 2回目
			あめくホップ児童クラブ	44										
			あめくステップ児童クラブ	57										
			あめくジャンプ児童クラブ	50										
			27%	213										
36	那覇	431	なは小児童クラブ(学校施設内専用舎)	54	なはっ子わくわく教室	15～17三線	15～17琉舞	16～18茶道	15～17琉舞	15～17筆 15～17フットサル(体育館)	10～12書道	地域連携施設 13名	一休型	1回目11/12 2回目
			なはっ子児童クラブ	26										
			19%	80										

19,930

17% 3,358

一休型21校、連携型7校、子ども教室なし8校

※「一休型の定義」原則として、放課後児童クラブと放課後子供教室が、同一の小学校内等の活動場所(各活動場所が隣接する場合も含む)において、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加すること。
(厚生労働省:「放課後子ども総合プラン」等に係るQ&A【平成26年12月26日現在】より)

「第2次那覇市教育振興基本計画」(素案)について

平成27年12月22日

生涯学習部 総務課

1 子どもの居場所づくり

- (1) 不登校対策の観点から(施策「授業に集中できる環境」P26、28)
 - 適応指導教室(あけもどろ学級)、自立支援教室(きら星学級)【教育相談課】
- (2) 放課後の安全・安心の観点から(施策「青少年の健全育成」P31～32)
 - 放課後子ども総合プラン(放課後子ども教室、放課後児童クラブ)【生涯学習課、こども政策課】
- (3) その他
 - 公民館・図書館(地域における居場所として)

2 子どもの貧困対策

- (1) 第2次計画(素案)の記載事項
 - 直接的に関連するもの・・・就学援助(P25)【学務課】
 - その他関連するもの(「不登校対策」や「学力向上対策」に関する各種事業)
 - ・・・自立支援教室(きら星学級)、学習支援室(ていんぼう)、教育相談支援事業(P28～29)【教育相談課】
- (2) 「な一ふあぬわらび・わかむん計画」(平成27年度～平成31年度)における主な支援事業【資料1】
 - 教育委員会・・・就学援助
 - 市長事務部局・・・就園奨励費、生活保護の教育扶助、生活保護世帯への高等学校等就学費扶助制度、児童扶養手当、母子及び父子家庭等医療費助成、母子生活支援施設、那覇市母子家庭等職業自立支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業など
- (3) 県の取り組み
 - 「沖縄県教育大綱」(平成27年11月策定)の中で、子どもの貧困対策の推進について明記している。【資料2】
 - 「子どもの貧困対策推進計画(仮称)」(平成28年3月策定予定)に盛り込むべき施策等について、11月、沖縄県子どもの貧困対策に関する検討会から知事へ提言書が手交された。【資料3】
- (4) 教育委員会としての方向性
 - 第2次計画の施策「授業に集中」の中で、子どもの貧困対策について明記する。

な一ふあぬわらび・わかむん計画（抜粋）

第6章 基本施策

3 基本目標（2）問題を抱える子ども・若者が健やかに暮らせるまち

(4) 経済的・社会的困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

困難を抱える子ども・若者の自立や社会参加を促すため、経済的困難を抱える家庭を支援していく取組を推進していく他、虐待等を未然に防止するため、状況に応じて家庭へのきめ細やかな支援を行います。又、犯罪被害を受けた子ども・若者が、一日も早くその心身を回復し、安定した生活に戻ることができるよう、彼らの特性に配慮しながら、相談体制の充実を図るとともに、被害少年や保護者を支援します。

非行を経験した少年の中には、そこからの立ち直りを志しても、悩みを相談できる場や安心して過ごせる居場所がない等、孤立してしまうことが多いため、再び非行を繰り返すことがないよう関係機関や団体等が連携し、相談・支援を行うことにより、非行少年の立ち直り支援を推進します。

- ①外国人子女等指導協力者派遣事業・・・日本語指導が必要な外国人及び帰国児童生徒の学校へ指導員を派遣します。
- ②就学援助・・・経済的理由によって就学が困難と認められる小・中学校へ通う子供をお持ちの保護者に対して、給食費や学用品費、修学旅行費などの費用の一部を援助しています。
- ③就園奨励費・・・幼児教育の振興を図るため世帯の所得状況に応じて、保護者の経済的負担を軽減します。
- ④生活保護の教育扶助・・・小学校・中学校に入学又は在籍する子どもがいる生活保護受給世帯で、実施機関が必要と認めた者に対して、学用品等や学校給食費・校外活動参加費・学習支援費・入学準備金を支給します。
- ⑤生活保護世帯への高等学校等就学費扶助制度・・・生活保護世帯の子どもに対し、高等学校等での教育を受けるのに必要な、学用品費等・学級費・通学費・入学科・入学準備金・教材費・学習支援費を一定の範囲で扶助します。
- ⑥児童手当・・・家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、日本国内に住所を有する中学校修了前の児童を監護するものに、受給者の所得や児童の年齢等の区分に応じ、児童一人当たり、月額数千円から1万数千円の手当を支給します。
- ⑦児童扶養手当・・・片親のみで児童を監護する父又は母に、児童一人目には月額数千円～数万円の児童扶養手当を支給し、二人目以降は、数千円を支給します。
- ⑧助産施設入所措置制度・・・保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設にて入院助産を行い

ます。

- ⑨母子及び父子家庭等医療費助成・・・母子家庭の母と児童、父子家庭等の父と児童、養育者が養育する父母のない児童に対し、保護者が負担した医療費の内、健康保険法等の自己負担分から一部負担を控除した額を助成します。
- ⑩こども医療費助成事業・・・中学卒業までの児童を扶養する保護者が負担した医療費の内、健康保険法等の自己負担分から一部負担を控除した額を助成します。
- ⑪小児慢性特定疾病医療費公費負担制度・・・慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等に対し、保険診療を受けた際の自己負担相当額の一部を、公費で負担します。ただし、血友病患者（先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象とされている疾患を含む）については、全額公費負担となります。又、治療上必要な装具を、健康保険を利用して購入した場合、自己負担相当額の一部を、手続きにより還付します。
- ⑫小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業・・・小児慢性特定疾患医療受給者へ特殊寝台、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター等の日常生活用具の給付を行います。
- ⑬短期入所生活援助事業・・・児童を養育している家庭の保護者が疾病、事故、出産、冠婚葬祭、親族の疾病等によりその看護又は介護に当たる等の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設において一時的に養育します。
- ⑭母子生活支援施設・・・配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のため生活を支援することを目的とする施設です。
- ⑮那覇市母子家庭等職業自立支援事業・・・職業経験、技能、知識などから就職が困難な母子家庭の母及び寡婦について、就労支援員等が職業相談・斡旋を行います。
- ⑯自立支援教育訓練給付金事業・・・市の職業相談を通じて指定された職業訓練講座を受講した母子又は父子家庭の父母に対し、受講終了後、受講料2割相当額の給付金を支給します。
- ⑰ひとり親家庭等日常生活支援事業・・・、疾病その他の理由により日常生活等に支障が生じたと認められる母子家庭や父子家庭及び寡婦に対し、家庭生活支援員を派遣するなど、保育や食事の世話、その他の日常生活等を営むのに必要な便宜を供与します。
- ⑱高等職業訓練促進給付金事業・・・母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な資格の取得する修業期間の一定期間について、月額数万円を給付します。

- ⑱なはし就職なんでも相談センター運営事業・・・民間人材サービス会社のノウハウを活用しながら、求職者に対して就職相談の実施、各種就職支援セミナーの開催、求人情報の提供等を行っています。
- ⑳母子父子寡婦福祉資金貸付事業・・・現に児童を扶養している母子世帯、父子世帯、寡婦世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長等を図るため、資金の貸し付けを行います。
- 21)「沖縄被害者支援ゆいセンター」補助金・・・被害者等の回復及び軽減を図る活動を行う、ゆいセンターへ沖縄県市長会で決定された額に基づき補助金を交付します。
- 22)那覇人権擁護委員協議会負担金・・・女性や外国人への不当差別や高齢者虐待、学校や職場でのいじめ等多くの人権課題に対して、相談や啓発を行う那覇人権擁護委員協議会に対し、負担金を交付しています。
- 23)消費生活相談事業・・・事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情処理を行うとともに、出前講座を開催し被害の未然防止のための啓発を行うほか、多重債務問題の相談について、具体的な解決方法の助言及び無料特別法律相談への予約・専門機関の情報提供を行っています。
- 24)被保護者子どもの健全育成支援プログラム・学習支援（塾形式）・・・被保護世帯の子へ、中学３年生に対しては高校進学、中学１・２年生に対しては基礎学習の習得及び授業へついていけるようになることを目的として、学習支援を行います。

沖縄県教育大綱（抜粋）

第 4 施策展開

4 教育の機会均等を図るための子どもの貧困対策の推進
（子どもの貧困対策の推進）

- (1) すべての子どもが最低限享受すべき生活や教育の機会を権利として保障する観点から、子どものライフステージに即し、支援を必要とする子どもの状況に応じた切れ目のない施策を総合的に推進する。
- (2) 潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会を創るとともに、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指し、次世代の沖縄を担う人材の育成に取り組む。
- (3) 教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び経済的支援を通して、総合的に対策を推進する。
- (4) 貧困状態にある子どもの保護者に対しては、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの充実に取り組む。
- (5) 子どもの貧困対策を推進するにあたっては、国、沖縄県、市町村、教育・福祉関連団体、民間企業等が連携・協働して取り組む体制を構築するとともに、県民の幅広い理解と協力を得ながら、子どもの貧困対策を推進する。

提 言 書（概要）

子どもの貧困対策推進計画（仮称）に盛り込むべき施策等について
沖縄県子どもの貧困対策に関する検討会

〔子どもの貧困対策の視点〕

- 子どもの貧困を自己責任論ではなく、社会全体の問題として取り組むこと
- 子どもの貧困対策推進計画（仮称）において、数値目標を設定すること
- 貧困の連鎖を断ち切るために、高校及び大学卒業を果たせるための支援を行うこと

〔教育の支援〕

- 給付型奨学金制度の創設
- 学校における学力の保障と自己肯定感を高める支援
- 学習支援を行う教員又は支援員、ボランティアの確保
- スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 就学援助制度の充実及び効果的な運用

〔生活の支援〕

- 支援が必要な子どもについて、スクリーニングによる早期発見と家庭訪問（アウトリーチ）などによる、就学前から卒業後までのつながる仕組みの構築
- 育児支援コーディネーターの全市町村への配置
- 母子生活支援施設の設置促進
- ひとり親家庭の公営住宅への優先入居の拡充
- 非行のある少年、中卒少年などへの居場所づくり、就労支援
- 子どもの居場所づくりのための児童館の設置及び活用など

〔保護者への就労支援〕

- ひとり親のニーズに応じた多様な支援メニューの提供とコーディネーターの育成

〔経済的支援〕

- 貧困家庭に対する「こども医療費助成事業」の現物給付